

# 日本税関労働組合 特別会計規則

## (根拠)

第1条 この規則は、日本税関労働組合会計規則第3条第2項に基づき定める。

## (目的)

第2条 この規則は、特別会計の適正な管理及び公正な運営に資することを目的とする。

## (特別会計項目)

第3条 特別会計項目は、次のとおりとする。

- (1) 専従者補償基金
- (2) 労金出資金
- (3) 書記退職引当金
- (4) 諸行動積立金
- (5) 年史編纂準備金
- (6) 共済基金
- (7) その他大会の審議を経て設ける特別会計

## (資金の原資及び管理)

第4条 大会の審議を経て設けた特別会計の原資は、一般会計から支出し、積立金として確実な金融機関に預け入れ、管理しなければならない。

## (積立金の支出)

第5条 積立金は、大会又は中央委員会の決議により支出する。

- 2 この積立金は、中央執行委員会の承認を経て中央執行委員長がこれを執行する。
- 3 目的を全うした積立金残額は、決算後一般会計へ戻入する。

## (改廃)

第6条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附 則 (平成17年10月12日 第46回大会)

- 1 この規則は、平成17年10月14日から施行する。